

〔平15.11.11〕
〔総 2 - 8〕

資 料

（法人税関係）

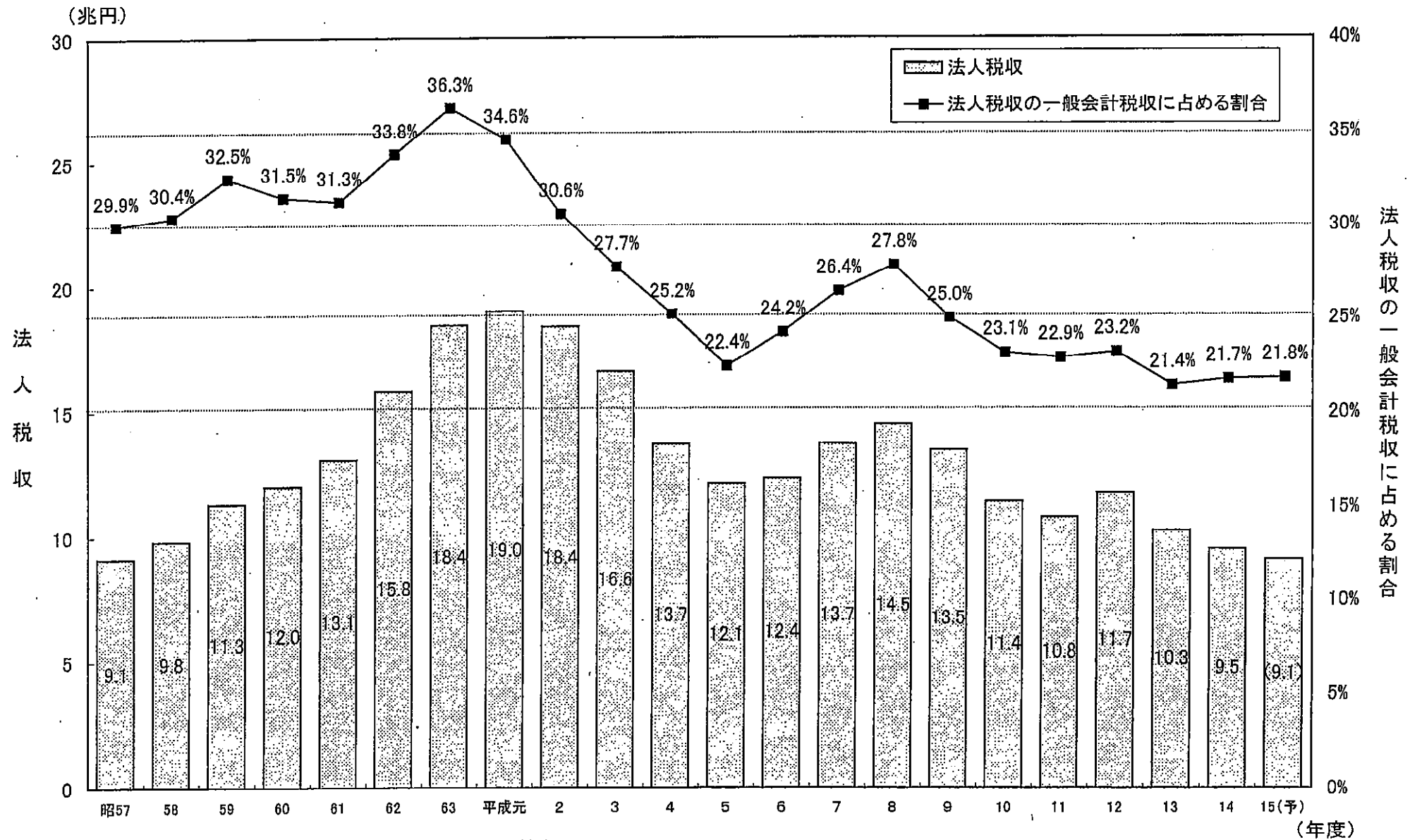
目

次

1. 法人税収の推移	1
2. 欠損法人割合の推移	2
3. 所得金額と繰越欠損金額の推移	3
4. 法人税率と課税ベースの適正化	4
5. 法人所得課税の実効税率の国際比較	5
6. G7及びアジア諸国の法人税及び付加価値税等の表面税率及び負担率（未定稿）	6
7. アジア主要都市の投資関連コストの比較（未定稿）	7
8. 平成15年度税制改正の概要（法人税関係）	8
9. 新研究開発税制の概要	10
10. 新設備投資税制の概要	11
11. 連結納税制度の概要	12
12. 連結納税に係る承認申請書の提出状況	13
13. 連結納税に係る申告状況	14
14. 連結納税制度の創設に伴う財源措置	15
15. 平成14年度税制改正の要綱（抄）	16

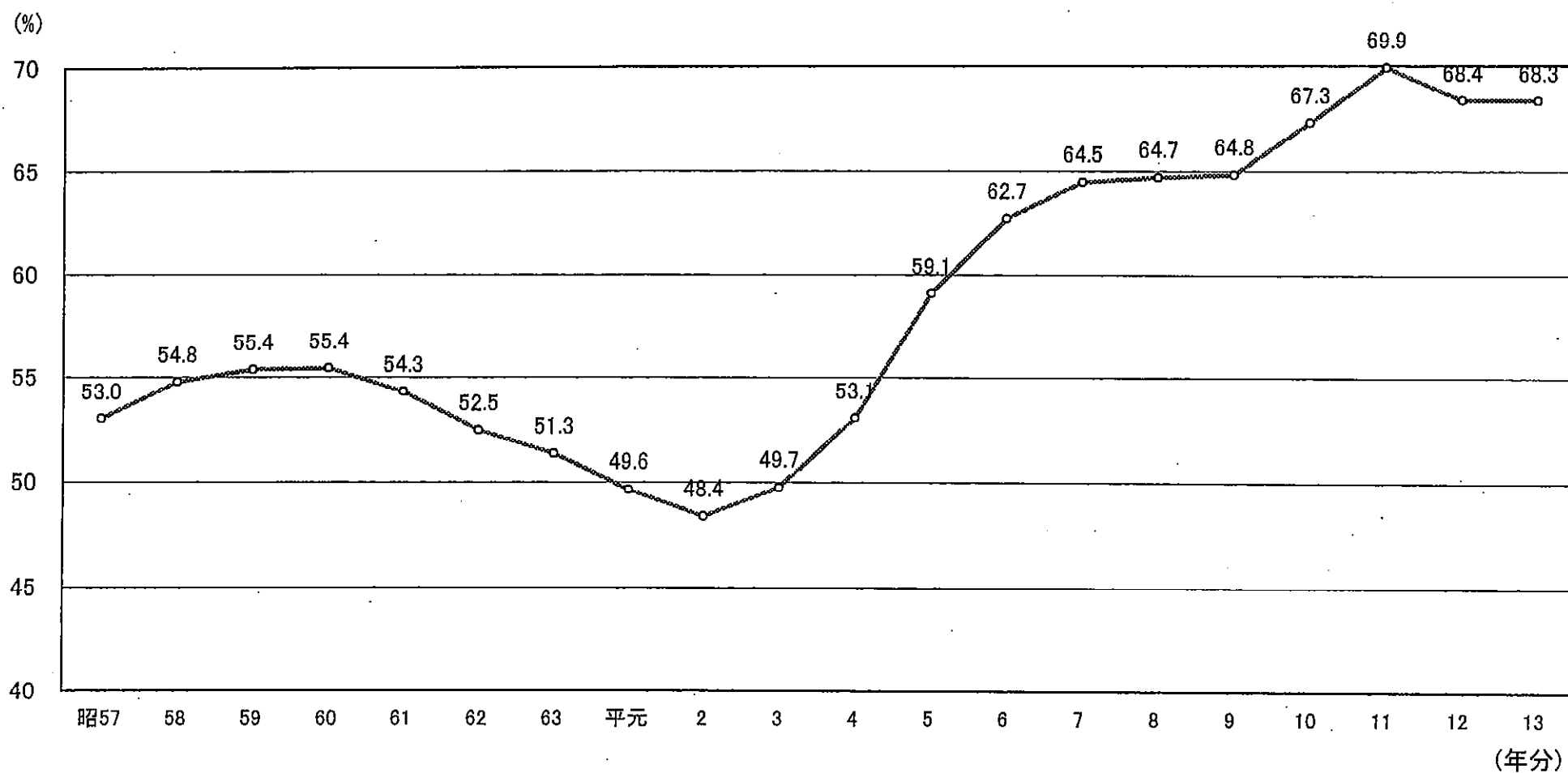
16. 平成16年度税制改正（租税特別措置）要望事項 《金融再生プログラム関係》	17
17. 金融再生プログラム（抄）—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—	18
18. 少子・高齢社会における税制のあり方（抄）	20
19. 金融機関（主要行）の自己資本	23
20. 企業会計と税務会計における債権償却に関する考え方	24
21. 企業会計・金融行政における債権区分と税務上の取扱い	25
22. 不良債権の償却と繰延税金資産	26
23. 欠損金の繰戻し	27
24. 昭和63年分以降の業種別法人税額の累計	28
25. 欠損金の繰越し	29
26. 業種別繰越欠損金	30
27. 欠損金の繰越し・繰戻しの沿革	31
28. 欠損金の繰越・繰戻期間、簿書等の保存期間、除斥期間、立証責任の国際比較（未定稿）	32
29. 所得金額と繰越欠損金額の推移	33
30. 租税特別措置による減収額（35,590億円）の内訳（平成15年度ベース）	34
31. 企業関係租税特別措置一覧〔75項目〕	35

法人税収の推移



(注) 14年度までは決算額、15年度は予算額による。

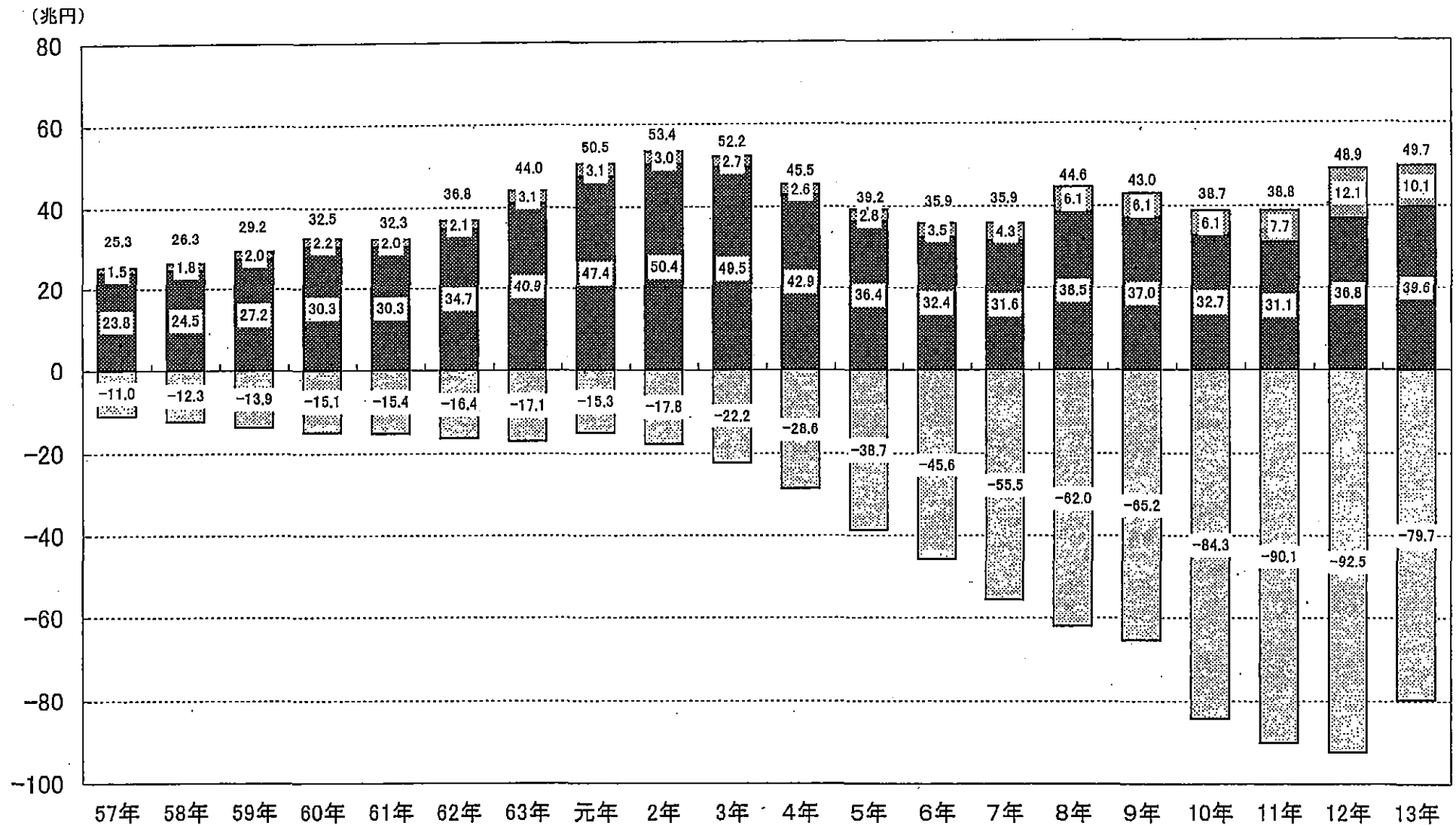
欠損法人割合の推移



欠損法人数(千社)	817	865	899	920	924	935	951	974	1,006	1,103	1,216	1,385	1,487	1,550	1,576	1,598	1,689	1,767	1,734	1,742
全法人数(千社)	1,541	1,578	1,624	1,660	1,702	1,783	1,852	1,962	2,078	2,217	2,291	2,344	2,369	2,404	2,436	2,465	2,509	2,527	2,537	2,549

(注) 「税務統計から見た法人企業の実態」(国税庁)による。

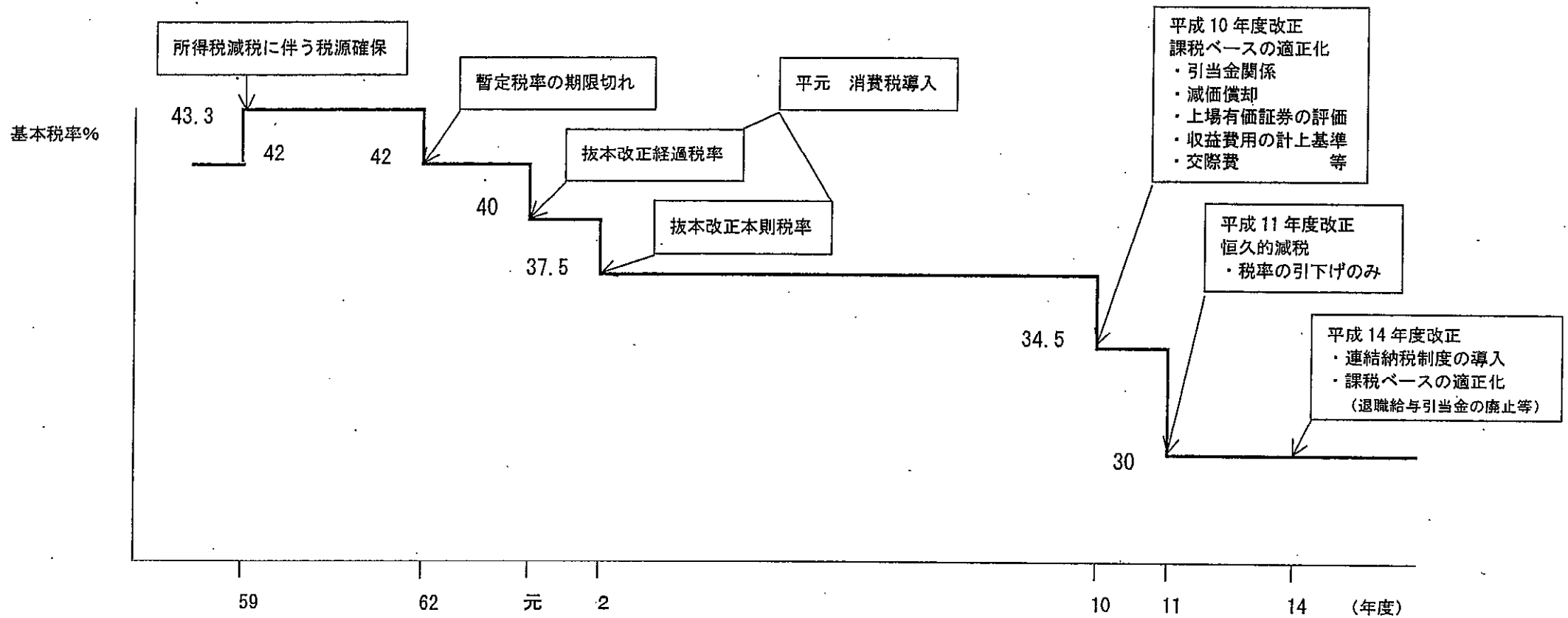
所得金額と繰越欠損金額の推移



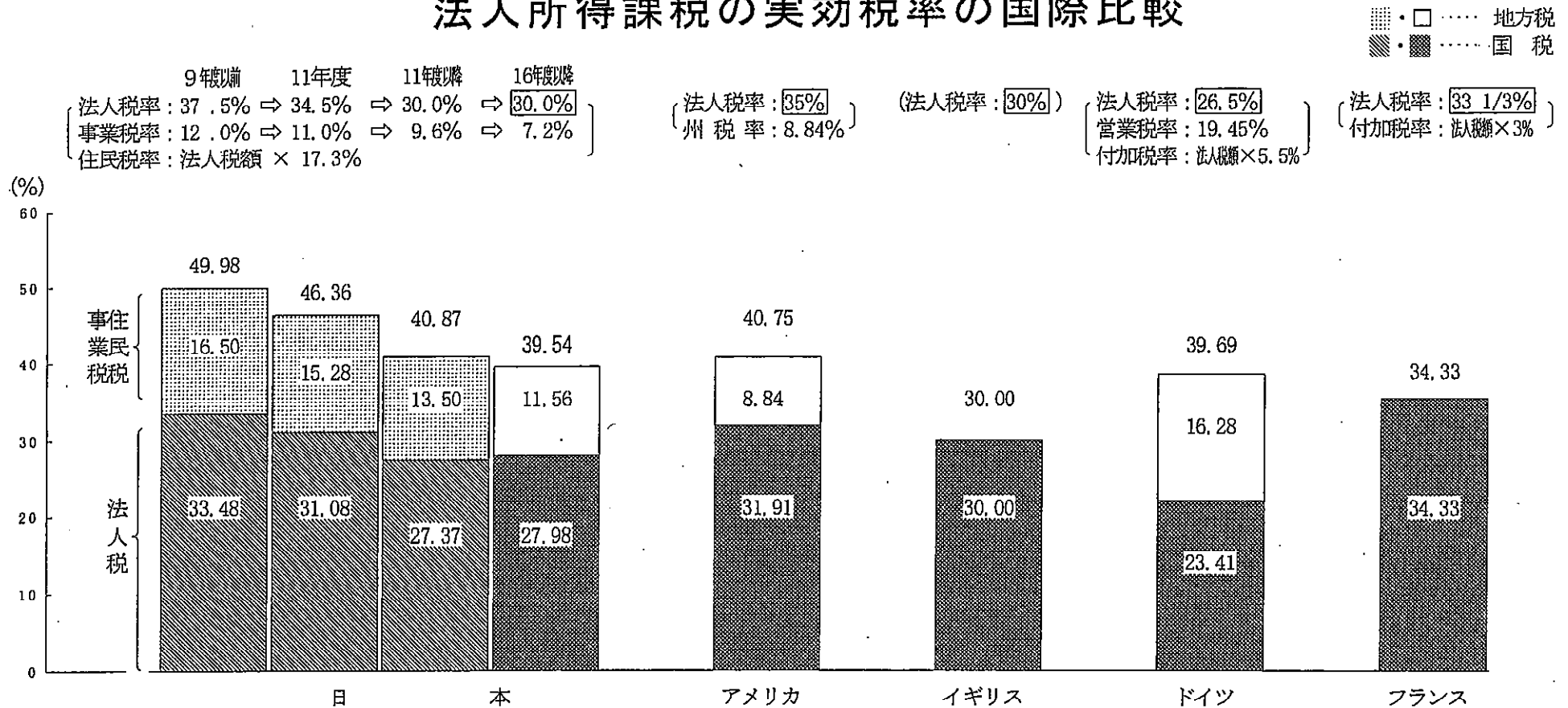
(注) 「税務統計から見た法人企業の実態」(国税庁)による。

- 繰越欠損金控除額
- 所得金額(繰越控除後)
- 翌期繰越欠損金額

法人税率と課税ベースの適正化



法人所得課税の実効税率の国際比較



- (注) 1. 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものである。また、16年度以降の税率は、法人事業税において外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率である。
2. アメリカの「地方税」は、カリフォルニア州(州法人税)の例である。なお、一部の市では市法人税が課税される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.5%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)をあわせた実効税率は45.95%となる。このほか、一部の州・市では、法人所得課税のほか、支払給与額等に対して課税される場合もある。
3. ドイツの実効税率は、付加税(法人税額の5.5%)を含めたものであり、また、2003年度限りの時限措置(法人税率25%→26.5%)も考慮している。なお、ドイツの「国税」は、連邦と州の共有税(50:50)であり、「地方税」は、営業収益を課税標準とする営業税である。
4. フランスの実効税率は、付加税(法人税額の3%)を含めたものである。また、法人利益社会税(法人税額の3.3%)を含めると実効税率は35.43%となる。(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額より76.3万ユーロの控除が行われるが、実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない。)なお、フランスでは、法人所得課税のほか、職業税(地方税)が課税される。
5. 諸外国については、2003年1月現在の税制に基づく。

G7及びアジア諸国の法人税及び付加価値税等の表面税率及び負担率(未定稿)

(単位: %)

国 名	法人税率	付加価値税率	法人所得課税負担率	消費課税負担率	国 名	法人税率	付加価値税率	法人所得課税負担率	消費課税負担率
日 本	30.0	5.0	1.8	3.7	韓 国	27.0	10.0	2.1	8.0
ア メ リ カ	35.0	—	2.1	0.9	台 湾	25.0	5.0	2.5	4.5
イ ギ リ ス	30.0	17.5	3.8	11.2	香 港	17.5	—	3.1	0.9
ド イ ツ	26.5	16.0	0.6	6.3	シンガポール	22.0	4.0	(7.7)	5.2
フ ラ ンス	33.33	19.6	2.1	11.8	マレーシア	28.0	—	6.6	9.7
イ タ リ ア	34.0	20.0	2.8	10.0	インドネシア	30.0	10.0	9.2	5.4
カ ナ ダ	23.0	7.0	2.7	3.7	タ イ	30.0	7.0	2.9	8.7
中 国	33.0	17.0	0.5	6.0	フィリピン	32.0	10.0	3.2	7.1

(注1) 税率は 2003 年 7 月現在の税法による。

(注2) 法人税率は国税のみの税率を示す。なお、中国については、税率 33%のうち一部が地方政府へ配分されている。

(注3) 付加価値税率については、日本は、4%が消費税(国税)、1%が地方消費税(地方税)の税率である。アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課される(例: ニューヨーク市 8.625%)。カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)7.0%の他に、州によって小売売上税等を課しているところがある(例: オンタリオ州 8.0%)。タイは、6.3%が国税、0.7%が地方税の税率であり、2003 年 10 月 1 日より全体の税率を 7.0%から 9.0%に引き上げる予定である。

(注4) 法人所得課税負担率及び消費課税負担率は、対 GDP 比の国税の負担率を示している。日本の負担率は平成 15 年度当初予算ベース。諸外国の負担率は 1994～2001 年の数値。諸外国の負担率を算出する際に用いる GDP は、IMF “International Financial Statistics Yearbook 2002”等、税金は、IMF “Government Finance Statistics Yearbook 2001”等による。なお、シンガポールについては、統計上、個人所得税収と法人所得税収を区別できないため、ここでは個人所得課税負担率と法人所得課税負担率の合計を、法人所得課税負担率の部分に()で示している。

アジア主要都市の投資関連コストの比較(未定稿)

(単位: 米ドル)

	横浜	ソウル	北京	香港	台北	シンガポール	バンコク	ジャカルタ	マニラ	クアラルンプール
賃金										
・ ワーカー(一般工)	2,518	966~1,520	63~178	892~2,793	749~1,308	462	163	108	150	208
・ エンジニア(中堅技術者)	3,258~4,113	1,110~1,400	144~268	1,937~3,045	1,210~1,631	1,282	296	205	237	710
地価・事務所賃料等(㎡あたり)										
・ 工業団地購入価格	1,409~1,492	n.a	72.49	243.53	1,180	119~569	51.78	45~60	65.54	49~99
・ 工業団地借料(月額)	n.a	0.02	3.62~7.25	n.a	4.26	0.66~2.75	4.60	3.80~4.10	4.50~5.00	n.a
・ 事務所賃料(月額)	30.39	38.07	37.00	17.93~38.63	23.57	45.77	10.13	14.00~20.00	7.49	15.58~17.00
通信費										
・ 電話架設料	603.40	49.69	28.39	60.88	86.43	17.02	85.16	49.94	65.54	160.53
・ 電話基本料金月額	21.55	4.31	3.02	16.51	8.50~10.52	7.09	2.30	5.12	24.34	11.84
公共料金(業務用)										
・ 電気料金(kWhあたり)	0.07~0.08	0.04	0.05~0.09	0.13~0.14	0.045~0.048	0.07	0.04	0.04	0.03~0.04	0.05
・ 水道料金(㎡あたり)	0.36~3.39	0.66~1.04	0.31	0.59~1.40	0.20~0.33	1.03~1.32	0.22~0.36	0.58	0.17~0.20	0.47
税率(%)										
・ 法人所得税(国税)	30	15~27	33	17.5	15~25	22	30	10~30	32	28
・ 付加価値税	5	10	17	—	5	4	7	10	10	—
社会保険料(%)										
・ 雇用者分	厚生年金: 8.675 組合健保: 4.8 介護保険: 約 0.5 雇用保険: 1.05	国民健康保険: 1.7 雇用保険: 0.9 国民年金: 4.5 産業災害補償: 1.67	年金: 19.0 医療保険: 9.0 雇用保険: 1.5 その他: 0.2~1.9	5.0	健康保険: 4.9 労工保険: 4.8	16.0	3.0	労災保険: 0.24~1.74 年金: 3.7 死亡保険: 0.3 健康保険: 3.0	社会保障制度: 5.21 被雇用者補償: 1.0	11.0
・ 被雇用者分	厚生年金: 8.675 組合健保: 3.751 介護保険: 約 0.5 雇用保険: 0.7	国民健康保険: 1.7 雇用保険: 0.5 国民年金: 4.5	年金: 7.0 医療保険: 2.0 雇用保険: 0.5	5.0	健康保険: 1.4 労工保険: 1.3	20.0	3.0	2.0	社会保障制度: 3.33	10.0

(資料) 税率以外の項目については、日本貿易振興会「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較(2002年11月調査)」による。税率については、2003年7月現在の各国税法による。

(注) 中国(北京)の法人税率については、税率 33%のうち一部が地方政府へ配分されている。

平成15年度税制改正の概要（法人税関係）

わが国企業の競争力強化や産業構造の改革を進めるため、真に有効な政策税制を集中・重点的に講じることとし、大胆な研究開発・設備投資減税などを実施。

研究開発減税

（減収見込額 初年度 5,470億円 平年度 5,880億円）

企業が行う研究開発は、投資リスクが高いため、市場原理に任せるだけでは十分な活動が行われない可能性があることから、このような外部効果を有する研究開発を支援。

<制度のポイント>

- ・ 試験研究費が「増加」した場合の税額控除制度との選択制で、試験研究費の「総額」に係る税額控除制度を創設。
- ・ 期限を区切らない措置とし、全法人に8%の控除率が適用されるようにした上で、試験研究費総額の売上高に占める割合が高いほど控除率も高くなるよう、これに0%～2%を上乗せ（8%～10%）。
- ・ 当初の3年間は、時限措置として控除率を一律2%上乗せ（当初3年間は10%～12%）。

設備投資減税

(減収見込額 初年度 5,270億円 平年度 4,450億円)

○ IT投資促進税制

IT投資の促進は、短期的な需要創出効果のほか、わが国企業全体の事業効率化、付加価値向上を通じ、中長期的な産業の競争力強化、経済社会の活性化につながることを期待できるため、集中的に政策効果を高める観点から、期限を区切り支援。

<制度のポイント>

- ・ 対象設備はハードウェアのほか、ソフトウェアも含む。
- ・ 企業の状況に応じて対応できるよう税額控除（10％）と特別償却（50％）の選択制とする。

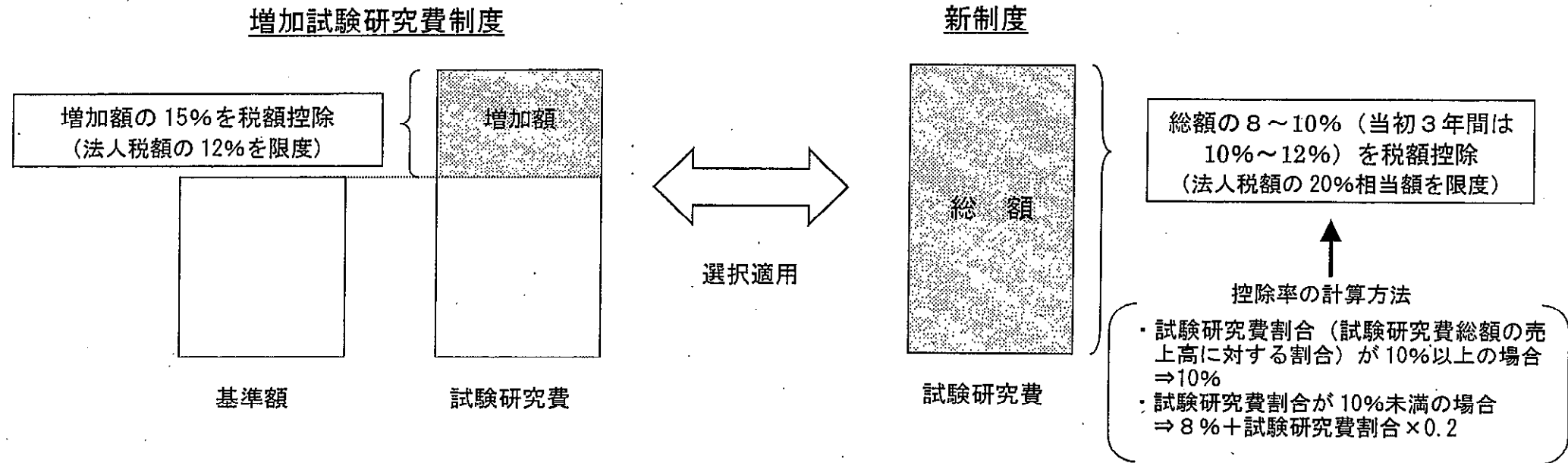
中小企業税制

(減収見込額 初年度 2,300億円 平年度 3,840億円)

- 中小企業に係る試験研究税制の拡充
- 同族会社の留保金課税制度の一部停止
- 交際費課税制度の緩和
- 少額減価償却資産の特例制度の創設

法人税関係の減収見込額合計 初年度 13,040億円 平年度 14,170億円

新研究開発税制の概要

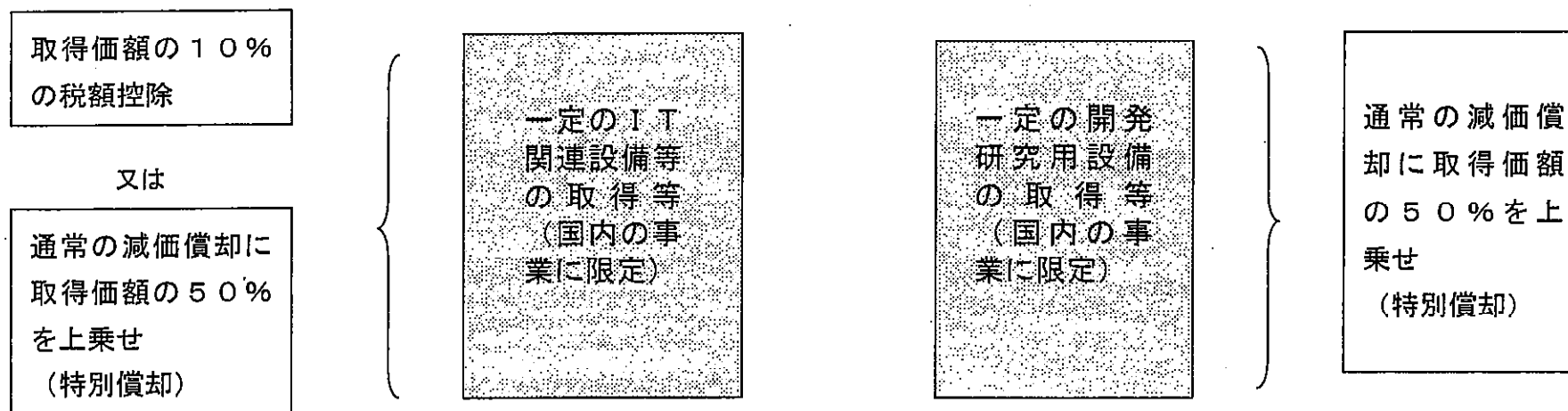


新制度の仕組み

試験研究費総額の一定割合を税額控除する制度を増加試験研究費の税額控除制度との選択制で創設

- (1) 税額控除率
 - ① 期限を区切らない措置…全法人に 8% の控除率が適用されるようにした上で、試験研究費総額の売上高に占める割合が高い法人ほど控除率も高くなるよう、これに 0%～2% を上乗せ (8%～10%)。
 - ② 3 年間の時限措置…①に加えて 3 年間の時限措置として、一律 2% を上乗せ (当初 3 年間は 10%～12%)。
- (2) 中小企業については、一律で 12% の税額控除率を適用。これに加えて、3 年間の時限措置として、一律 3% を上乗せ (当初 3 年間は一律 15%)。
- (3) 産学官連携の共同・委託研究については、一律で 12% の税額控除率を適用。これに加えて、3 年間の時限措置として、一律 3% を上乗せ (当初 3 年間は一律 15%)。
- (4) 税額控除額 (3) については、(1) との合計額) については、法人税額の 20% 相当額を限度。控除限度超過額については、その事業年度の試験研究費の総額が前事業年度の試験研究費の総額を上回る場合に限り、1 年間の繰越し控除が可能。

新設備投資税制の概要



新制度の仕組み

[IT投資促進税制]

- (1) 10%税額控除と50%特別償却の選択制 (平成15年1月1日から平成18年3月31日までの時限措置)
- (2) 対象設備：電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリ、ICカード利用設備、デジタル放送受信設備、インターネット電話設備、ルーター・スイッチ、デジタル回線接続装置、ソフトウェア

[開発研究用設備の特別償却]

試験研究費の総額の一定割合を税額控除する制度に加え、開発研究に専用される一定の機械装置及び器具備品に係る50%の特別償却 (平成15年1月1日から平成18年3月31日までの時限措置)。

[実証一号機税制]

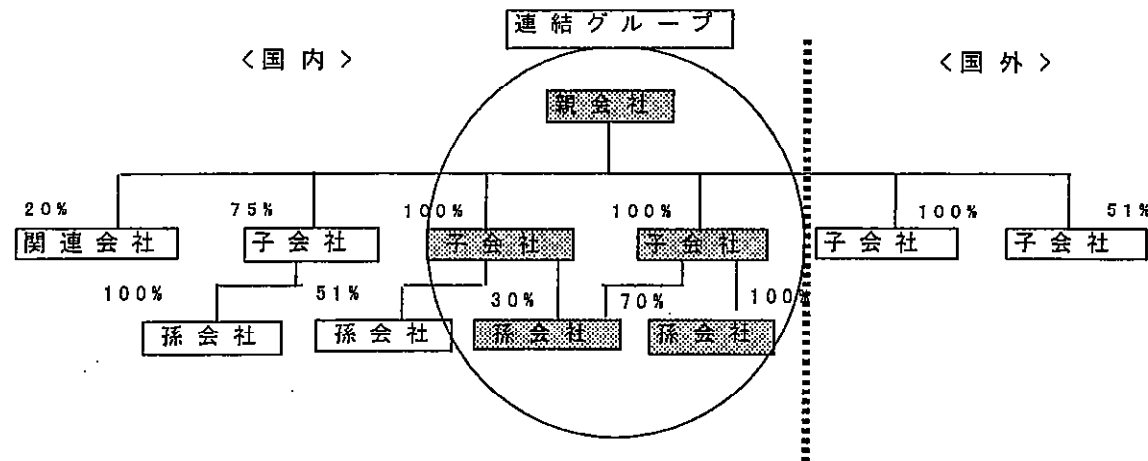
研究開発の成果である最先端技術を活用した実用化第一段階の設備の取得に対し、最大で取得価額の40%の特別償却

連結納税制度の概要

(平成 14 年度から導入)

(1) 適用対象

- 親会社と、それが直接間接に 100%の株式を保有するすべての子会社（外国法人を除く）
- 選択制（一旦選択した場合は、原則として継続して適用。）



(2) 申告・納付

- 親会社が法人税の申告・納付（子会社は連帯納付責任を負い、個別帰属額等を提出）

(3) 所得、税額の計算

- 連結グループ内の各法人の所得金額に所要の調整を行った連結所得金額に税率を乗じ、さらに必要な調整を行い連結税額を算出
- 税率は、原則として 30%。但し、2 年間は連結付加税(2%)を上乗せ

1 連結納税に係る承認申請書の提出状況

区 分	項 目	申請件数 (親法人数)		子法人数		親・子法人数 合計 (1+2)		1グループ当 たり法人数 (3÷1)	
		1	2	法人	法人	3	4	法人	法人
平成15年9月末累計の内訳	平成15年6月末累計 (平成14事務年度提出分)	304		3,789		4,093		13.5	
	平成15年9月末累計	384		4,712		5,096		13.3	
	① 主に平成15年3月決算法人分 (14/8～14/9提出分)	164		2,732		2,896		17.7	
平成15年9月末累計の内訳	② 主に平成16年3月決算法人分 15年4月～16年6月決算 法人分が対象 (14/10～14/12提出分)	118		877		995		8.4	
	③ 主に平成17年3月決算法人分 16年7月～17年3月決算 法人分が対象 (15/1～15/9提出分)	102		1,103		1,205		11.8	

- (注) 1 「平成15年6月末累計(平成14事務年度提出分)」は、全国の税務署に平成14年8月1日から平成15年6月末までの間に提出された連結納税に係る承認申請書の件数累計である。
- 2 「平成15年9月末累計」は、全国の税務署に平成14年8月1日から平成15年9月末までの間に提出された連結納税に係る承認申請書の件数累計である。
- 3 平成15年9月末累計の内訳欄の①及び②は、経過措置による申請、原則的な取扱いによる申請及び設立特例による申請であり、③は、原則的な取扱いによる申請及び設立特例による申請である。
- 4 平成15年9月末累計の内訳欄の①、②及び③における各決算期は、最初連結事業年度である。

2 連結納税に係る申告状況

項 目		年 度 等				平成15年3月31日決算期分 (初 年 度)
連結申告の状況	申告件数	1	件			134
	黒字申告割合	2	%			13.4
	申告所得金額	3	億 円			325
	黒字申告1件 当たり所得金額	4	百 万 円			1,803
	申告欠損金額	5	億 円			27,128
	赤字申告1件 当たり欠損金額	6	百 万 円			23,387
内 添付された個別帰属 連結親法人・連結子法人の 届 出 件 数	7	件				2,504
	黒 字 分	8	件			1,643
	赤 字 分	9	件			861
	個別所得金額	10	億 円			9,287

連結納税制度の創設に伴う財源措置

(単位：億円)

	＜平年度＞	＜初年度＞
(1) 連結納税制度の創設による減収額	▲ 7,980	▲ 5,680
[財源措置]		
(2) 連結納税制度の仕組みの中での増収措置		
・ 創設初年度における新規子会社の加入制限	+ 2,110	+ 1,500
・ 子会社の連結前繰越欠損金の持込制限	+ 480	+ 170
・ 連結付加税の導入（付加税率2％）	+ 1,030	+ 730
（ 小 計	+ 3,620	+ 2,400 ）
差 引((1)-(2))	▲ 4,360	▲ 3,280
(3) 法人税の一般的な課税ベースの見直し		
・ 退職給与引当金の廃止	+ 3,240	+ 2,350
・ 受取配当の益金不算入措置の縮減	+ 820	+ 610
・ 特別修繕引当金の取崩期間の短縮	+ 110	+ 110
(4) 租税特別措置の縮減	+ 190	+ 180
小 計((3)+(4))	+ 4,360	+ 3,250

平成 14 年度税制改正の要綱（抄）

〔平成 14 年 1 月 17 日
閣 議 決 定〕

一 連結納税制度

連結納税制度を創設することとし、次の措置を講ずる。

（略）

6 連結納税制度の創設に伴う財源措置

連結納税制度の創設に伴う税収減に対応するため、以下の措置を講ずる。

(1) 連結納税制度の仕組みの中での措置

① 連結納税制度を選択した法人に対する付加税（いわゆる連結付加税）の導入

連結所得に対する法人税の税率に、2 年間の措置として、付加的に 2 % を上乗せする。

（略）

(3) 財源措置の見直し

現下の厳しい財政事情に鑑み連結付加税は 2 年間の措置として導入することとしたことから、2 年後において、連結納税制度の実施状況や財政状況等を踏まえ、改めて財源措置の見直しを行う。

平成 16 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

《金融再生プログラム関係》

（金融庁）

制 度 名	金融機関の自己資本を強化するための税制措置		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	○ 金融機関について、企業会計上の貸倒償却及び貸倒引当金（個別貸倒引当金及び一般貸倒引当金）の全額損金算入を認める。 ○ 金融機関について、欠損金の繰戻還付（現行 1 年）の凍結を解除するとともに、繰戻し期間を 16 年に延長する。 ○ 金融機関について、欠損金の繰越控除期間（現行 5 年）を 10 年に延長する。		
		減税見込額 （平年度）	9 兆 5,000 億円

金融再生プログラム(抄)

— 主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生 —

平成 14 年 10 月 30 日

金 融 庁

3. 新しい金融行政の枠組み

構造改革を加速するための金融行政の新しい枠組みを構築することを目的に、以下の措置を講ずる。

(2) 自己資本の充実

金融機関の自己資本については、資本の質の実態を見極めつつ、真の充実を図るため、以下の施策を講ずる。

(ア) 自己資本を強化するための税制改正

金融機関の自己資本を強化するため、以下の措置を関係府省に強く要望する。

① 引当金に関する新たな無税償却制度の導入

破綻懸念先以下の債務者に関しては、金融庁の監督と検査の下での自己査定の結果を以って無税対象と認定する制度の導入を要望する。また、部分直接償却により企業会計上損失が確定した場合についても、例えば、無税償却に係わる担保処分要件の緩和等特段の配慮を求める。

② 繰戻還付金制度の凍結措置解除

欠損金の繰戻還付について、凍結措置の解除及び期間の延長を要請する。

③ 欠損金の繰越控除期間の延長検討

現行 5 年となっている繰越控除期間の延長を要請する。

(イ) 繰延税金資産に関する算入の適正化

繰延税金資産については、その資本性が脆弱であるため、自己資本比率規制における取扱いについては、会計指針の趣旨に則ってその資産性を厳正に評価するとともに、算入上限についても速やかに検討する。

(ウ) 繰延税金資産の合理性の確認

主要行の経営を取り巻く不確実性が大きいことを認識し、翌年度を超える将来時点の課税所得を見積もることが非常に難しいことを理解した上で、外部監査人に厳正な監査を求めるとともに、主要行の繰延税金資産が厳正に計上されているかを厳しく検査する。

(エ) 債務者に対する第三者割当増資部分の検討

債務者が引き受けている第三者割当増資部分に関しては、実質的な迂回融資になっていないかなど、資本としての適格性を念入りにチェックする。

(オ) 銀行の自己資本のあり方に関する考え方の整理

今回の一連の措置で整理し切れなかった論点については、金融庁としての見解を引き続き検討し、今後の自己資本比率規制の見直しにつなげる。

(カ) 自己資本比率に関する外部監査の導入

自己資本比率規制上の自己資本比率の算定を外部監査の対象とすることについて、法令上の手当を含めて検討する。

少子・高齢社会における税制のあり方（抄）

平成15年6月
税制調査会

第三 その他の課題

五 不良債権処理と税制

わが国金融・産業の再生を図る観点から、金融機関の不良債権処理の加速は重要な課題である。繰延税金資産をはじめとする諸課題に対する金融行政、企業会計を含めた全体の対応策の一環として、税制面での対応も検討すべきである。その基本的な考え方は補論にまとめている。その検討に当たっては、まず、政策目的を明確にした上で、税制上の措置がそれを実現するために有効かつ相応しい手段であるか、また課税の公平確保の観点から慎重に判断せねばならない。

補論

不良債権処理に係る税制面の対応について

繰延税金資産の取扱い等に係る金融行政の対応については、金融審議会において検討の途上であり、その方向性が明らかにされるには至っていない。したがって、税制面の対応については、今後、金融行政及び企業会計における検討が進められるのを待つて更に検討を深めていく必要がある。その検討に当たっての基本的考え方を現段階で整理すれば、以下のとおりである。

1. 無税償却については、昨年金融庁から、金融機関が行う企業会計上の債権償却について全額損金算入を認めるとの要望が出された。しかしながら、税務会計は課税の公平の観点から全ての納税者に平等に適用すべきものであり、無税償却基準の見直しも、金融機関に対する特例措置としてではなく、全ての企業に平等に適用することを前提に検討する必要がある。

企業会計における債権償却には、企業全般を対象とした実務指針のほか、金融機関向けの実務指針と金融検査マニュアルが存在し、これらにおいて、債権の回収可能性について、一般的には保守性の原則に基づきつつ、特に金融機関には経営の健全性確保を重視した見積もり方法が定められている。他方、税務会計は、金銭債権の「損失」及び「損失見込額」に対し貸倒損失及び貸倒引当金の計上を認めているが、その具体的な基準は、適正・公平な課税を確保する観点から、債権回収の客観性・確実性を重視して定められている。

この結果、債権の償却が認められる範囲について、例えば破綻懸念先債権等において税務基準が企業会計の取扱いに比べて厳しくなっている。債権の回収可能性の見方に税務会計と企業会計の間で上記のような考え方の違いがあることはその趣旨・目的からやむを得ないが、不良債権処理の実態を踏まえ、税務会計の基本を維持しつつ税務基準と企業会計の取扱いの差異が小さくなるよう必要な見直しを図っていくべきである。こうした見直しは、金融当局による不良債権処理の促進を図る政策と整合性をとることにもつながるものである。

ただし、多くの金融機関が赤字である現下の状況において、無税償却の範囲を拡大しても繰延税金資産の総額は変わらず、その内容が有税償却によるものから繰越欠損金によるものに振り替るだけで、かえって悪影響を及ぼしかねないとも考えられる。このため、無税償却基準の見直しは、金融機関に与える影響及び繰延税金資産の取扱いをはじめとする金融機関の自己資本のあり方の検討状況を勘案しつつ、具体化を図る必要がある。

2. 欠損金の繰戻還付については、昨年金融庁から、金融機関について現行の凍結措置の解除・期間延長（1年→15年）の要望が出された。しかしながら、こうした措置は実質的には公的資金の供与と変わりはない。また、多額の税収減が生じるほか、金融機関に限った特例措置は他の納税者との公平性を著しく欠くなど税制上も極めて問題が大きい。そもそもその政策目的が金融機関の自己資本充実ということにあるのであれば、税金の還付という方法ではなく、公的資金の投入の是非やその条件について正面から議論して結論を出すべき課題である。

3. 欠損金の繰越控除については、昨年金融庁から、金融機関について繰越期間を延長する（5年→10年）との要望が出された。

しかしながら、金融機関に限りこのような特例措置を認めることには公平性の問題がある。また、現下の極めて厳しい財政状況の下で、一般的な欠損金の繰越期間の延長が産業構造の改革や不良債権処理の加速という政策課題に真に有効な措置となるかどうか、慎重に検討すべきである。

いずれにしても、立証責任が課税庁側にあるわが国においては、課税庁が繰越期間内の欠損金額が正しいかどうかを確認し、誤りがある場合には更正できる仕組みとしておく必要があるため、繰越期間は帳簿保存期間及び除斥期間と整合性がとれた制度とする必要がある。

金融機関（主要行）の自己資本

繰延税金資産(純) 7.8兆円	現有貸 出 証金 金券等		負債 預借 入金 債金等	自己資本額	24.9兆円	基本的項目 (Tier 1)
				資本勘定等	13.0兆円	
				劣後債等	11.9兆円	
				貸倒引当金繰入超過額等	4.0兆円	
	繰越欠損金	4.9兆円				
評価性引当額・繰延税金負債 その他	▲1.1兆円					

(注) 主要行の平成15年3月期におけるディスクロージャー誌の数値（単体ベース）を基に作成したものである。

企業会計と税務会計における債権償却に関する考え方

企 業 会 計

- 企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。（真実性の原則）
- 企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。（保守主義の原則）

- ・ 企業全般を対象とした実務指針（注１）
- ・ 金融機関向けの実務指針（注２）と金融検査マニュアル

（注１）「金融商品会計に関する実務指針」（平成12年1月31日 日本公認会計士協会）

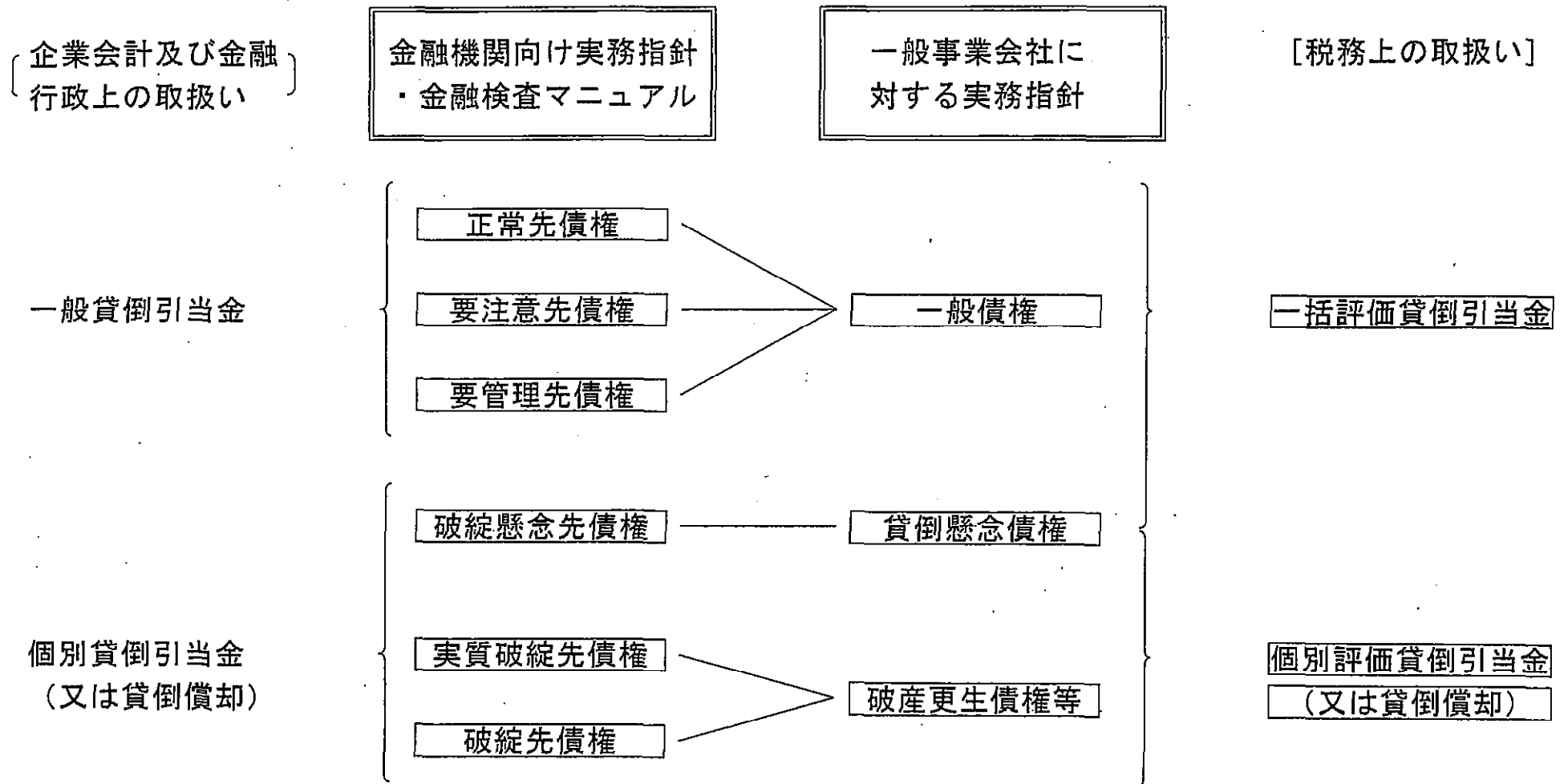
（注２）「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（平成9年4月15日 日本公認会計士協会）

税 務 会 計

- 適正・公平な課税の確保の必要性
- 全ての納税者に平等に適用

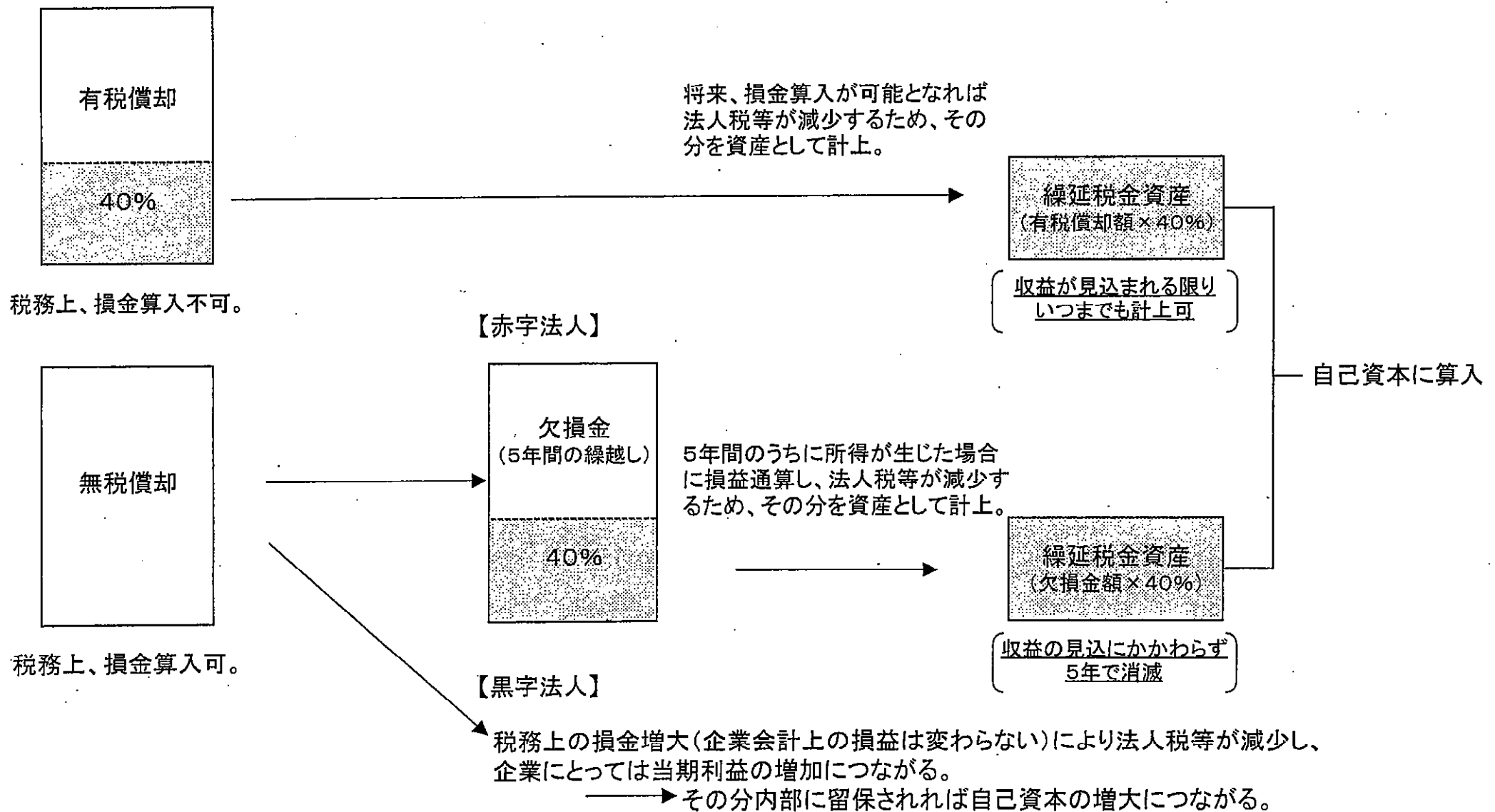
- ・ 貸倒損失
- ・ 個別評価貸倒引当金
- ・ 一括評価貸倒引当金

企業会計・金融行政における債権区分と税務上の取扱い



(注) 「金融機関向け実務指針」とは、銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針（平成9年4月15日 日本公認会計士協会）をいい、「一般事業会社に対する実務指針」とは、金融商品会計に関する実務指針（平成12年1月31日 日本公認会計士協会）をいう。

不良債権の償却と繰延税金資産



欠 損 金 の 繰 戻 し

1. 制度の概要

青色申告法人の欠損金については、欠損事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度の所得に対する法人税の繰戻し（還付）が認められる。

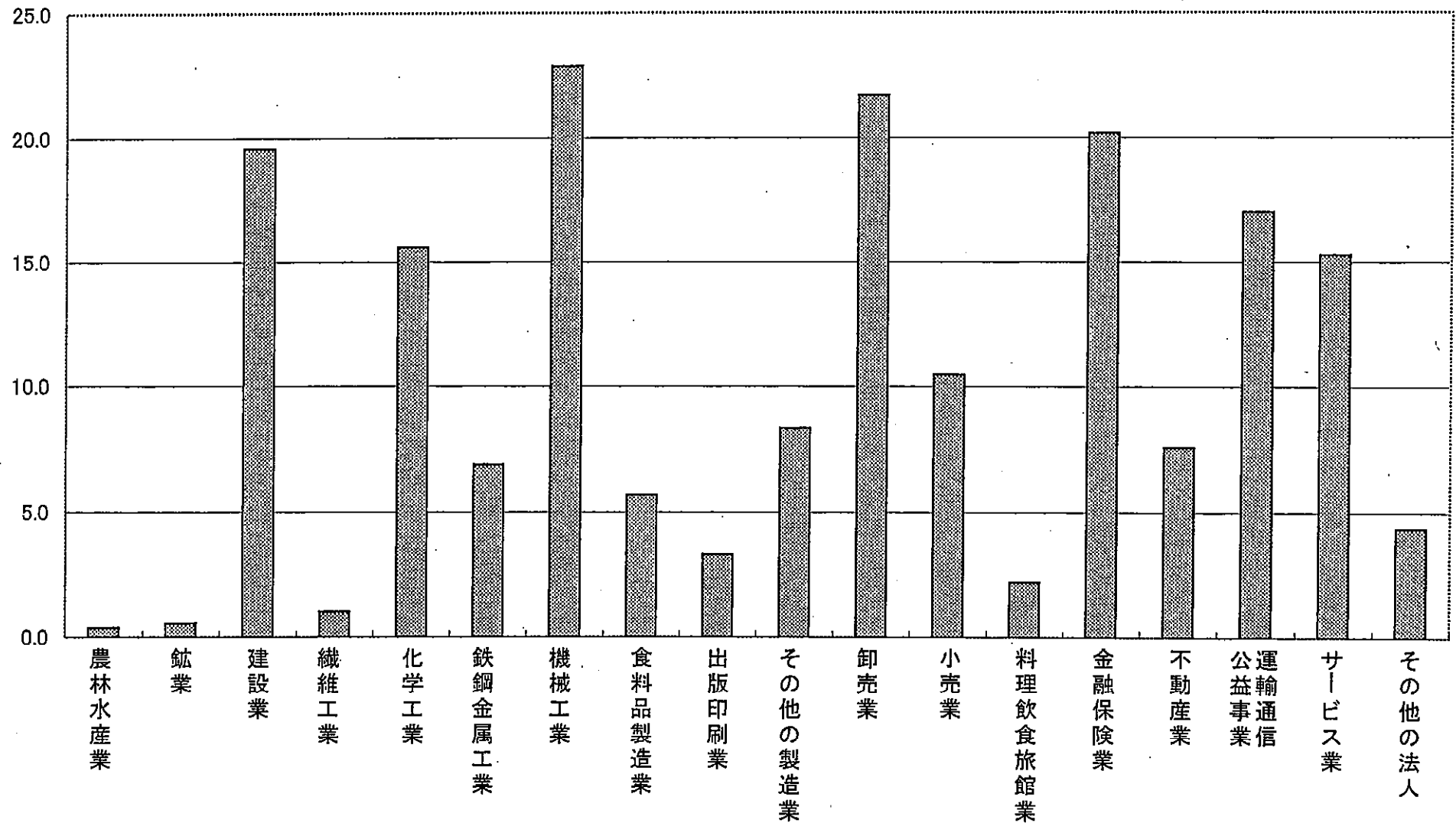
2. 繰戻し還付の不適用

平成4年4月1日から平成16年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金については、赤字法人にも何らかの負担を求めるべきとの指摘及び極めて厳しい財政状況を踏まえ、解散、営業の全部譲渡、更生手続の開始等の事実が生じた場合や中小企業の設立後5年以内の各事業年度の場合等を除いて、繰戻し還付制度は適用されない。

（参考）

- ・ 欠損金の繰戻し還付の延長については、帳簿保存期間（5年又は7年）、除斥期間（5年、不正の場合は7年）との整合性が必要。帳簿の保存がなければ、過去の税額の妥当性を検証することは不可能。帳簿保存期間を延長することになれば、すべての企業に相当の事務負担となる。
- ・ 課税庁が不適切な点を確認した場合、それを更正決定できるようにしておく必要。除斥期間（更正決定できる期間）を延長することになれば、すべての企業が、より長期間にわたって更正決定の対象となりうることになる。
- ・ 還付を受けるには、繰り戻す年度に納税額があることが必要。

昭和63年分以降の業種別法人税額の累計



(注) 全産業では182.9兆円。金融庁によれば、金融機関では9.5兆円。
 (備考)「税務統計で見る法人企業の実態」(国税庁)による。
 昭和63年2月1日から平成14年1月31日までの間に終了した事業年度を対象としている。

欠 損 金 の 繰 越 し

1. 制度の概要

災害損失金及び青色申告法人の欠損金については、5年間の繰越しが認められる。

2. 繰越期間の特例

産業活力再生特別措置法の事業再構築計画の認定事業者の同計画に基づく設備廃棄等による欠損金等、一定の場合には7年間の繰越しが認められる。

(参考)

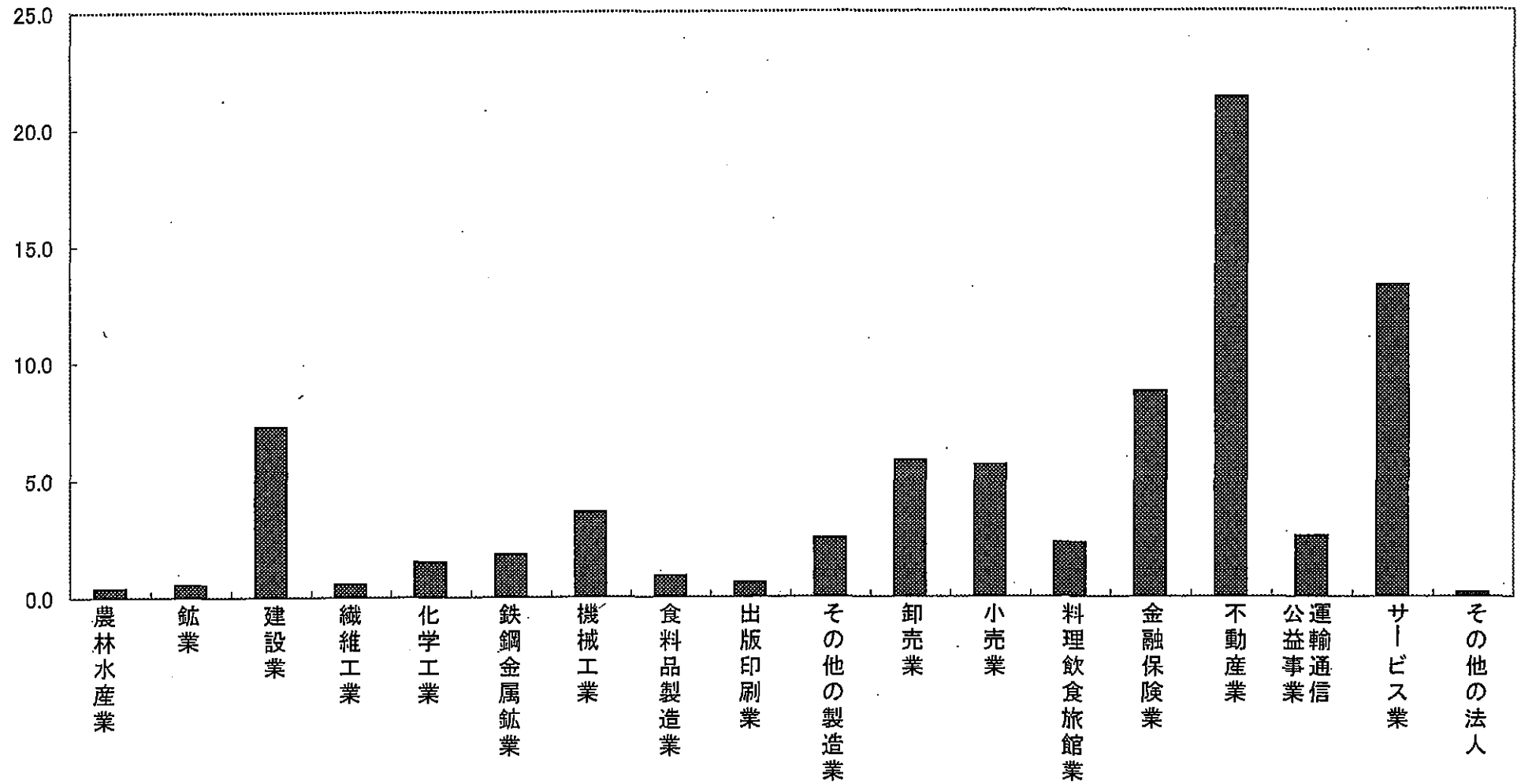
欠損金の繰越期間の延長は、帳簿保存期間（5年又は7年）、除斥期間（5年、不正の場合は7年）との整合性が必要。

- ・ 過去の欠損金が適切かどうかを確認するためには、帳簿の保存が必要であるが、帳簿保存期間を延長することになれば、すべての企業に相当の事務負担となる。
- ・ 課税庁が不適切な点を確認した場合、それを更正決定できるようにしておく必要。

除斥期間（更正決定できる期間）を延長することになれば、すべての企業が、より長期間にわたって更正決定の対象となりうることになる。

業種別繰越欠損金

(兆円)



(注) 全産業合計では79.7兆円である。

(備考)「平成13年分法人企業の実態」(国税庁)による。

欠損金の繰越し・繰戻しの沿革

明治32年	欠損金は、無制限に繰り越して所得から控除。
大正15年	事業年度課税の原則を明確にし、欠損金の繰越控除を認めず。
昭和15年	3年間の欠損金の繰越控除を容認。
昭和21年	欠損金の繰越控除期間を1年間に短縮。
昭和25年	・ 青色申告書の継続提出を要件とするとともに、欠損金の繰越期間を5年間に延長。 ・ 青色申告法人の欠損金の前1年間の繰戻制度を創設。
昭和59年	解散等の場合を除き、欠損金の繰戻還付の適用を停止（2年間の措置、昭和61年に2年延長）。
昭和61年	直近1年間に生じた青色欠損金に限り、繰越控除の適用を停止（2年間の措置）。
昭和63年	・ 欠損金の繰越控除の一部停止措置の廃止。 ・ 欠損金の繰戻還付の不適用措置の廃止。
平成4年	解散等の場合を除き、欠損金の繰戻還付の適用を停止（2年間の措置、以後2年毎に延長）。

欠損金の繰越・繰戻期間、簿書等の保存期間、除斥期間、立証責任の国際比較(未定稿)

		日 本	アメリカ	イギリス	ド イ ツ	フランス
欠 損 金	繰越期間	5 年	20 年	無期限	無期限	5 年
	繰戻期間	1 年 (注 1)	2 年 (注 2)	1 年	1 年 (注 3)	3 年
簿書等の保存期間		5、7 年	無期限	6 年	6、10 年	6 年
除斥期間 (注 4)		5 年 (不正の場合は 7 年)	3 年 (不正の場合は無期限)	6 年 (不正の場合は 21 年)	4 年 (注 5) (不正の場合は 10 年)	3 年 (注 5) (詐欺で告訴され た場合は 5 年)
立証責任		課税庁	納税者	納税者	納税者 (注 6)	課税庁

(注 1) 平成 4 年 4 月から適用停止中(平成 16 年 3 月まで)。なお、設立後 5 年以内の中小法人等については、本停止措置から除外し、欠損金の繰戻し還付を認める措置を講じている。

(注 2) 時限措置として、2001 年及び 2002 年に終了する課税年度に発生した欠損金に限り、繰戻期間が 5 年間に延長されている。

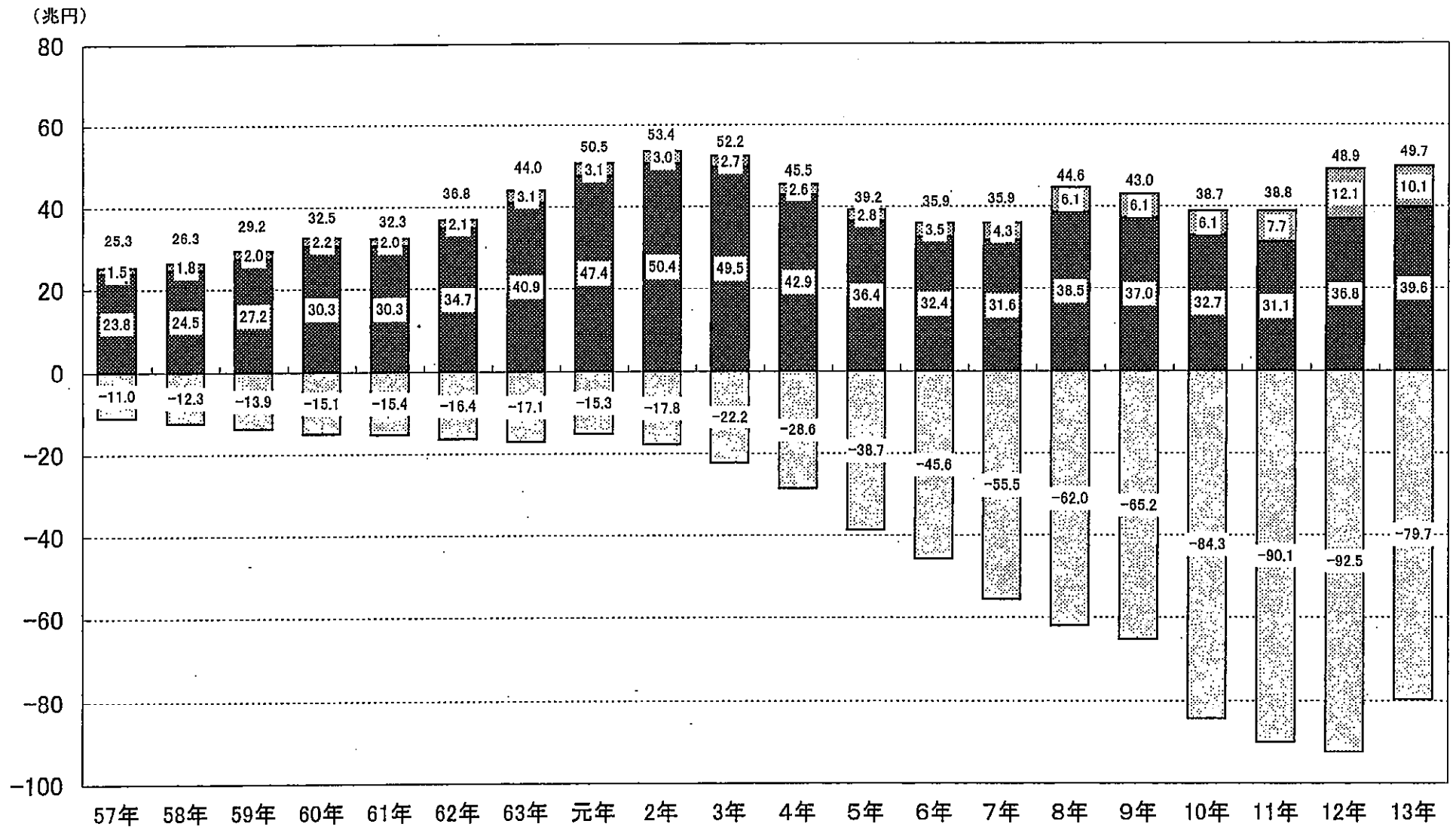
(注 3) 繰戻しの対象となる欠損金の限度額は 511,500 ユーロ(6,086 万円、1 ユーロ＝119 円で換算)。

(注 4) 各国とも原則的な期間をあげており、過少申告や過失の程度等により例外が認められる場合がある。

(注 5) 起算日は、原則、申告書提出日の属する年の翌年。

(注 6) 経費や税務上の特典についての場合であり、納税者の収入については、課税庁に立証責任がある。

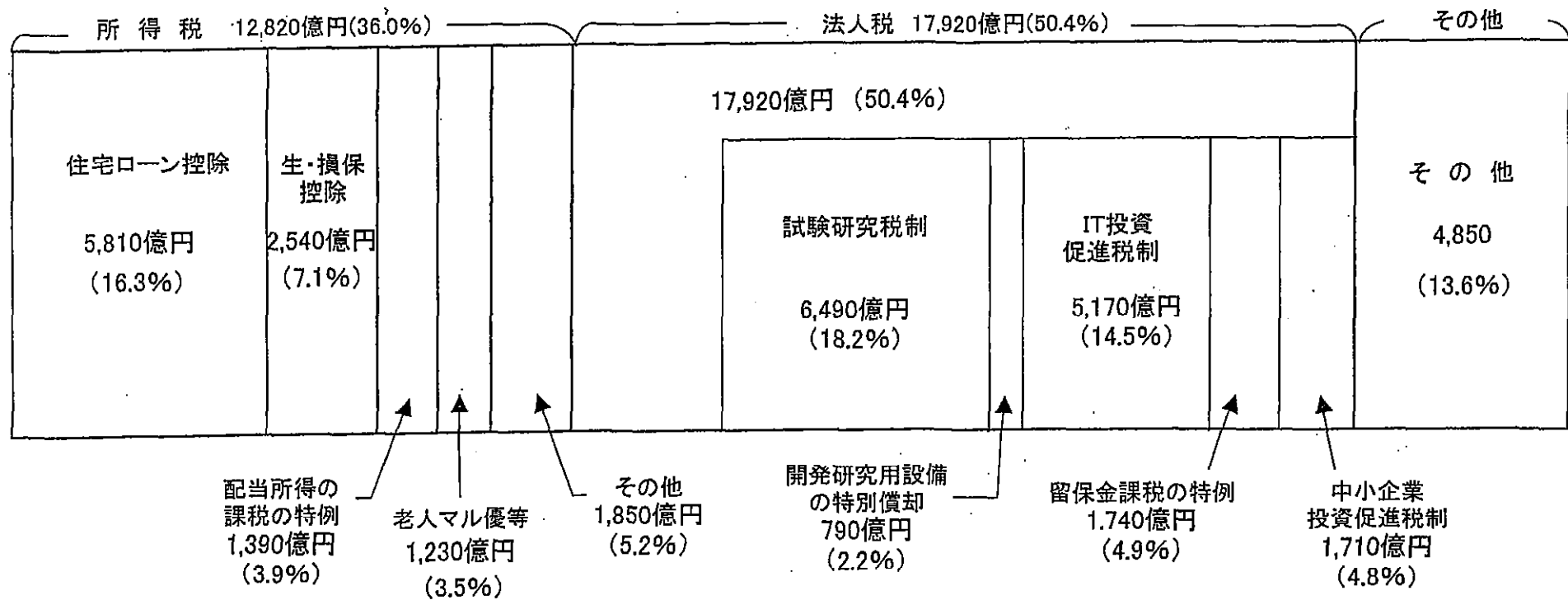
所得金額と繰越欠損金額の推移



(注) 「税務統計から見た法人企業の実態」(国税庁)による。

- 繰越欠損金控除額
- 所得金額(繰越控除後)
- 翌期繰越欠損金額

租税特別措置による減収額（35,590億円）の内訳（平成15年度ベース）



（注）老人等マル優については、15年1月から段階的に縮小し、18年1月に障害者等マル優に改組される。

企業関係租税特別措置一覧〔75項目〕

(税額控除・所得控除)

- ・増加試験研究費等の税額控除
- ・エネルギー需給構造改革推進投資促進税制
- ・中小企業等基盤強化税制
- ・沖縄の観光振興地域における工業用機械等の税額控除
- ・沖縄の情報通信産業振興地域における工業用機械等の税額控除
- ・沖縄の産業高度化地域における工業用機械等の税額控除又は特別償却
- ・沖縄の自由貿易地域等における工業用機械等の税額控除又は特別償却
- ・沖縄の金融業務特別地区における金融業等用の建物等の税額控除
- ・沖縄の特定中小企業者又は特定中小連結法人の経営革新設備等の税額控除又は特別償却
- ・IT投資促進税制
- ・新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除
- ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得又は連結所得の特別控除
- ・特別自由貿易地域における認定法人の所得又は連結所得の特別控除
- ・金融業務特別地区における認定法人の所得又は連結所得の特別控除
- ・漁業協同組合等の留保所得の特別控除

(特別償却)

- ・公害防止用設備の特別償却
- ・電線類地中化設備の特別償却
- ・船舶等の特別償却
- ・航空機の特別償却
- ・関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却
- ・特定中核的民間施設等の特別償却
- ・地震防災対策用資産の特別償却
- ・特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却
- ・開発研究用設備の特別償却
- ・事業革新設備の特別償却
- ・特定余暇利用施設の特別償却
- ・特定電気通信設備等の特別償却
- ・商業施設等の特別償却
- ・飼料製造設備等の特別償却
- ・再商品化設備等の特別償却
- ・特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却
- ・農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却
- ・半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却
- ・過疎地域等における工業用機械等の特別償却
- ・離島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却
- ・沖縄の離島におけるホテル業等用の建物等の特別償却
- ・医療用機器等の特別償却
- ・経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却

- ・障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等
- ・農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却
- ・漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却
- ・優良賃貸住宅等の割増償却等
- ・特定再開発建築物等の割増償却
- ・倉庫用建物等の割増償却
- ・植林費の損金算入の特例
- ・鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却
- ・特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例
- ・準備金方式による特別償却

(準備金)

- ・海外投資等損失準備金
- ・金属鉱業等鉱害防止準備金
- ・特定災害防止準備金
- ・特定都市鉄道整備準備金
- ・新幹線鉄道大規模改修準備金
- ・ガス熱量変更準備金
- ・電子計算機買戻損失準備金
- ・日本国際博覧会出展準備金
- ・使用済核燃料再処理準備金
- ・原子力発電施設解体準備金
- ・保険会社等の異常危険準備金
- ・原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金
- ・関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金
- ・特別修繕準備金
- ・中小企業等又は中小連結法人等の貸倒引当金の特例
- ・探鉱準備金又は海外探鉱準備金
- ・農用地利用集積準備金

(その他)

- ・農用地等を取得した場合の課税の特例
- ・共同で現物出資をした場合の課税の特例
- ・鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例
- ・特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例
- ・欠損金の繰越期間の特例
- ・転廃業助成金等に係る課税の特例
- ・銀行持株会社等の受取配当等の益金不算入等の特例
- ・中小企業者等又は中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
- ・中小企業者等又は連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用
- ・農林中央金庫等の合併に係る課税の特例

- (注) 1. 企業関係租税特別措置のうち減収効果のあるものについて記載。
2. 上記のほか、経済対策として中小企業投資促進税制がある。